

られる。

#### (4) 策定のための生活課題の把握

- 地域福祉計画は、地域における様々な支援を要する地域住民の生活課題を踏まえて策定すべきものであり、このため、市町村は、住民等の交流会、懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等の手法により、地域住民の生活課題や地域福祉のあり方に関する意見を十分に把握する必要がある。
- なお、地域における生活課題には、既存の施策やサービスのみでは対応できないものがある。特に、社会的な排除、摩擦、孤立等は、いわば施策のすきまにある生活課題であり顕在化しにくい。このような生活課題についても、地域の実情に応じて、地域福祉計画の中に積極的に位置付けていくことが必要と考えられる。  
また、こうした人々に対して十分情報がゆきわたる方法を工夫する必要がある。

#### (5) 都道府県との調整

市町村は、都道府県が示す地域福祉計画策定ガイドラインを参考に、都道府県と調整しつつ地域福祉計画を策定していくこととなる。

#### (6) 地域福祉圏域の設定

- 地域福祉計画は市町村を単位として、構想することが基本である。ただし、他の法定計画等との整合性の確保や個々のサービスの性格等にかんがみ必要に応じては圏域を設定することが考えられる。
- また、地域福祉計画の策定に当たっては、事業の効率的な実施の観点から、複数の市町村が広域的に事業を実施する場合も含めて考える必要があること。  
具体的には、人口、面積等が小規模な市町村においては、複数の市町村が合同して地域福祉計画を策定することは差し支えないこととするべきである。この場合において、個々の市町村が従来行ってきたきめ細かなサービスが引き続き実施されるよう配慮することが望ましい。

#### (7) 福祉区の設定

- 大規模な市町村においては、市町村を複数の福祉区に分割する（例えば、政令指定都市における区単位）など、地域の実情を十分に汲み取っ

て計画を策定することができるよう工夫することが望ましい。

- 人口規模の大きな市町村や相当の面積を有する市町村においては、地域福祉を推進するに当たり、一定の福祉区を設定することが考えられる。この設定に当たっては、人口、地理的条件、交通等を総合的に検討する必要があるが、地域住民の生活に密着し、また、一定の福祉サービスや公共施設が整備されている圏域を「福祉区」として、住民参加の体制を検討していくことが考えられる。

#### (8) 計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達と福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 地域における福祉サービスの目標の提示
  - ・ 地域の生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検の実施
  - ・ 福祉サービス確保の緊急性や目標量の設定
  - ・ なお、数値目標については、計画の内容を分かりやすくするとともに、その進捗状況を適切に管理する上で可能な限り客観的な指標を掲げることが望ましい。定性的な目標の場合にも、目標の達成の判断を容易に行える具体的な目標とすることが望ましい。
- 目標達成のための戦略
  - ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
    - ・ 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保
  - イ 要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
    - ・ 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
  - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
  - エ サービス利用に結びついていない要支援者への対応
    - ・ 孤立、虐待、ひきこもり、サービス利用拒否などの要支援者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者などの活動、福祉事務所活動等への支援
  - オ 複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする

多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公民協働の実現

- ・ 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援

② 利用者の保護に関する事項

- 地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備の促進

③ 福祉、保健、医療と生活に関連する他分野との連携方策に関する事項

④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- ア 地域住民、ボランティア団体、N P O等への社会福祉活動の支援

- ・ 活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得に関する支援
- ・ 活動拠点の提供
- ・ 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携

- イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進

- ・ 地域住民、サービス利用者の自立
- ・ 地域の福祉のあり方について住民等の理解と関心を深め、主体的な生活者、地域の構成員としての意識を向上させることによる地域福祉の推進への積極的な参加の促進
- ・ 住民等の交流会、勉強会等の開催

- ウ 地域福祉を推進する人材の養成

- ・ 地域福祉活動専門員、地域福祉推進役、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮
- ・ 地域福祉推進役の養成

⑤ その他 その地域で地域福祉を推進するうえで必要と認められる事項

(9) 提出

計画は、策定後速やかに都道府県知事に提出することとし、都道府県は、これを情報提供の素材とすること。

(10) 公表

計画は、適宜の方法で公表すること。なお、計画決定に当たって市町村議会の議を経ることは要しない。但し、議を経ることを妨げるものではないこと。

### (11) 実施状況の評価と見直し

市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば「計画評価委員会」のような、計画の進行管理を含む評価体制を確保し、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要があること。

また、この計画評価委員会は、地域福祉計画の策定・実施との継続性を確保するためには、地域福祉計画策定委員会と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情処理やオンブズマンなどの外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

### (12) 住民参加の継続

地域住民の参加による諸活動は、市町村や社会福祉協議会の担当者、地域において地域福祉を推進する役割を担う者が、絶えず新しい活動を提案するなどして継続した活動を確保することが重要である。

### (13) 他の計画との関係

#### ・ 法定計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合については、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

なお、地域福祉計画と既存計画の重複する部分については既存計画が優先されるとすることが適当である。

#### ・ 法定外計画との関係

地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画でない計画（法定外計画）の対象分野が重なる場合については、その既定の法定外計画の対象範囲が明確であり、かつ、住民参加をはじめとして地域福祉計画に準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、他の法定外計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

- ・既存地域福祉計画との関係

市町村において「地域福祉計画」等の名称を付した計画が既に策定されている場合には、その計画が法定の地域福祉計画において定めるべき事項が盛り込まれており、かつ、それに準じた策定手続を経て策定されているものであれば、その既定の計画をもって社会福祉法にいう地域福祉計画とすることができるものとすることが適當である。

#### (14) その他

これまで述べてきた地域福祉推進の基本的な考え方を鑑みれば、地域福祉計画及び支援計画がステレオタイプで形式的なものに留まることはあり得ない。いわんや、例えば、外部のコンサルタント会社に策定を請け負わせるようなことは極めて不本意なことである。

## 2 都道府県地域福祉支援計画

### (1) 支援計画の基本姿勢

地域福祉の推進は、市町村の地域福祉計画を中心であることから、都道府県の支援計画は、あくまで、市町村の自主的な地域福祉計画策定を支援するためのものであるから、市町村の裁量を狭め、地域福祉計画の策定意義を失わせるような詳細な規制等をおかないことが適當である。

### (2) 支援計画策定の体制と過程

#### ① 行政内部の支援計画策定体制

支援計画は、老人保健福祉計画、障害者計画、児童育成計画その他の関連する計画との整合性を持ち、かつ、福祉・保健・医療をはじめとする関連分野との連携を確保して策定される必要がある。

更に、支援計画は、市町村の地域福祉計画を支援するものであり、計画対象は複数の分野にまたがる。このため、特定の部門のみで対応することは困難であり、全庁的な取り組み体制を整備することが重要である。とりわけ、住民活動支援部局、企画・財政担当部局、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなどの生活関連分野の担当部局との緊密な連携を採れる体制を整備する必要がある。

なお、支援計画策定に係る広域的調整等については、その広域圏の福祉事務所及び保健所に行わせる等都道府県の福祉事務所及び保健所を積極的に関与させることを基本として、作成体制を組織することとし、とりわけ、行政内部においては、地域組織化活動の基礎教育を受けた社会福祉士などの福祉関係の職員や地域住民の主体性を尊重した地域活動の

展開方法及び技術の基礎教育を受けた専門職である保健婦（士）が中核的な役割を担うことが望まれる。

## ② 支援計画策定の過程

### ア 支援計画策定委員会の設置

支援計画の策定に当たっては、住民等、学識経験者、福祉・保健・医療関係者、都道府県職員等が参加する、例えば「地域福祉支援計画策定委員会」のような策定組織を設置することが考えられる。

### イ 支援計画策定委員会の運営

支援計画策定委員会は、適宜必要に応じて、委員以外の関連する専門家、各市町村の地域福祉計画策定委員会委員長、その他の関係者等の意見を聞くことや、公聴会の開催等地域住民その他の者が支援計画策定に積極的に関わることができる機会を確保することが適当である。

また、支援計画策定委員会は公開とし、進捗状況について適宜公表するほか、広く住民等が傍聴できる体制を探るなどの配慮が必要である。

### ウ 支援計画策定方針の決定等

○ 都道府県は、市町村が地域福祉計画の策定を円滑に進めることができるように、国の策定指針とその都道府県の地域性を踏まえ、策定委員会においてあらかじめ、平成14年度の早い時期に、その都道府県下の市町村における地域福祉計画の策定ガイドラインを提示することが適当である。

○ この際、地域福祉計画策定ガイドラインには、住民等の主体的参加を実現するための、住民等の交流会、懇談会、ヒヤリング、アンケート調査等の実施などによる、地域福祉計画に地域住民の生活課題や福祉のあり方に関する意見を十分に反映させるための方策を示す必要がある。

○ なお、支援計画の策定に当たっては、管内市町村が策定する地域福祉計画と十分な連携を図る必要がある。このためには、例えば、各市町村における地域福祉計画策定委員会委員長会議を開催するなどして都道府県と市町村間で十分な協議を行う必要がある。

○ 市町村の人口規模等には大きな差異があり、地域の社会資源も様

々であり、産業構造や住民等の意識等も一様でないことは自明のことである。地域福祉計画等の策定に当たっては、それぞれの地域にふさわしい計画づくりを行うことが極めて重要なことである。都道府県においても、都道府県の福祉事務所、保健所における地域の実情に応じたきめ細かな支援の下で、多様性を持った計画づくりが可能となるよう配慮する必要がある。

### ③ 都道府県の役割

地域福祉計画は、住民等の主体的な参加を得て公民協働により策定されるものであり、これを支援する都道府県は、支援計画のとりまとめ役、市町村が熱意を持って地域福祉の推進に取り組むよう促す役、更に、市町村の要望により、市町村の地域組織化活動に関わる福祉関係職員・保健婦（士）及び地域福祉推進役、その他社会福祉従事者等の研修等を実施する役割を有する。

### ④ 都道府県社会福祉協議会の役割

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉法により地域福祉を推進する団体として明確に位置付けられていることを踏まえ、支援計画の策定に参加するほか、都道府県が市町村の地域福祉推進を支援するうえで、大きな役割を果たすことが期待される。

## （3）策定の時期

地域福祉の推進は、住民等の主体的参加が不可欠であり、まず、地域福祉計画策定に向けて住民等の間で地域福祉計画策定の気運が醸成されている必要がある。このため、平成14年度中は、住民等による問題関心の共有化・助走期間と位置付け、都道府県は、まず、地域福祉計画策定ガイドラインを示し、具体的な支援計画策定は、管内市町村の地域福祉計画策定状況を踏まえつつ適当な時期に策定することが適當である。

## （4）計画期間

地域福祉計画等の計画期間は概ね5年とすることが考えられる。ただし、計画期間の途中であっても、必要に応じてその見直しを行うことができるものとする。

また、都道府県の実情に応じて計画期間が変更されることも考えられる。

## （5）地域福祉計画策定ガイドライン

市町村が計画を策定するに当たり、都道府県からどのような支援を受け